

宮崎県肝炎ウイルス定期検査費用助成のご案内

宮崎県では、B型肝炎・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんのために、定期的に医療機関で検査を受けている皆様に対して、定期検査費用の助成を行っております。



1 対象者（以下の要件に全て該当する方が対象です）

- (1) 医療保険各法（後期高齢者を含む）の規定による被保険者または被扶養者
- (2) 宮崎県に住所を有する方
- (3) フォローアップ（※1）に同意した方
- (4) 住民税非課税又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- (5) 肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（※2）
（抗ウイルス療法後の経過観察の方も含まれます）
- (6) 現在肝炎治療受給者証による医療費助成の適用を受けていない方

※1 フォローアップとは、検査費用申請書受理後に保健所から調査票を送付し、医療機関の受診状況や診療状況を確認するものです。

※2 無症候性キャリア（肝炎ウイルスに感染しているが肝炎の症状がない状態）の方は対象外です。

2 助成対象となる検査

- (1) 血液検査（下の表に記載されている項目が対象です）
- (2) 超音波検査

- 検査が複数の日にわたる場合、検査日が1か月以内の場合は一連の検査とみなします。
- 保険適用外の検査は助成の対象となりません。
- 初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料も対象とします。
ただし、医師が真に必要と判断したものに限りします。
- 肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影も助成対象とします。
なお、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とします。
- 実施医療機関は、宮崎県が指定する肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関及び肝疾患協力医療機関です。

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査,末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間,活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン,直接ビリルビン,総蛋白,アルブミン,ALP,ChE, γ -GT,総コレステロール,AST,ALT,LD	
腫瘍マーカー	AFP,AFP-L3%,PIVKA-II半定量,PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原,HBe抗体, HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

3 助成回数及び申請期間

- (1) 助成回数 1年度2回（初回精密検査を含みます）
ただし、申請年度での助成回数となります。
- (2) 申請期間 定期検査受診日から1年以内



裏面もご覧ください。

4 申請に必要な書類

次の書類を、管轄する保健所に提出してください。
(宮崎市在住の方は中央保健所に提出してください。)

- 宮崎県肝炎ウイルス検査費助成金申請・請求書(様式第1号)
- 医療機関が発行した領収書の写し(レシートは不可)
- 診療明細書の写し
- 健康保険証の写し
- 世帯全員分の住民票の写し(※3)
- 世帯全員分の住民税課税証明書又は住民税非課税証明書(※3)
- 医師の診断書(様式第2号)(※4)

様式は宮崎県庁のホームページからダウンロードできます。
また管轄する保健所にも置いてあります。

【留意事項】

- 定期検査では、住民税課税世帯に属する方は一部自己負担が生じます。
(慢性肝炎の方2,000円 肝硬変・肝がんの方3,000円)
- 診療明細書発行、医師の診断書作成に伴う費用は助成対象となりません。
また、住民票等の交付手数料は助成対象となりません。

※3 世帯全員分の住民票の写し、世帯全員分の住民税課税証明書又は住民税非課税証明書は、同一年度内に、定期検査費用助成や肝炎治療受給者証の交付申請時に書類を提出している場合には、省略することができます。

※4 医師の診断書は、以前に定期検査費用の支払いを受けた場合、1年以内に肝炎治療受給者証の交付申請において提出した場合又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床個人票及び同意書を提出した場合は、省略することができます。

5 申請から助成までの流れ

医療機関の受診

肝疾患診療連携拠点病院、
肝疾患専門医療機関、
肝疾患協力医療機関で検
査を受け検査費用を
支払う。

申請書類の提出

お住まいの地区を管
轄する保健所に申請
書類を提出する。
(宮崎市在住の方は
中央保健所へ)

助成金の受け取りと 調査票の送付

口座に助成金が振り込ま
れる。(※5) 後日申請
書類を提出した保健所よ
り調査票が送付され、受
診状況の確認などが行わ
れる。(※6)

※5 医療機関で支払った自己負担額のうち、県が認めた費用が口座に支払われます。(住民税課税世帯に属する方は一部自己負担あり)

※6 申請された方の情報(検査結果や受診状況等)については、県とお住まいの市町村間で情報共有を行うことがありますが、本事業の目的以外の使用はありません。

6 申請窓口・問い合わせ先(受付時間: 平日8時30分~17時15分まで)

中央保健所	0985-28-2111	日南保健所	0987-23-3141
都城保健所	0986-23-4504	小林保健所	0984-23-3118
高鍋保健所	0983-22-1330	日向保健所	0982-52-5101
延岡保健所	0982-33-5373	高千穂保健所	0982-72-2168

詳しくは
お問い合わせください。

7 その他問い合わせ先

宮崎大学医学部附属病院肝疾患センター
0985-85-9763(月曜~金曜) 9時~17時まで
宮崎県福祉保健部健康増進課
0985-26-7079(月曜~金曜) 8時30分~17時15分まで

